

選定基準等

岩手県農林水産部優良建設関連業務表彰要領（以下「要領」という。）に定める選定基準等は次のとおりとする。

1 要領第3第1項(2)関係

優秀な成績とは、「委託業務成績評定要領」（平成15年3月26日建技第573号。以下「評定要領」という。）に基づく成績評定の「技術者評定」項目の総合評価点が、配置した技術者のいずれも85点以上の業務とする。

2 要領第5第1項関係

表彰対象の選定について、次の事項に留意すること。

(1) 表彰対象は、評定要領に基づく成績評定の「項目別評定点」において、「業務評定」項目の総合評定点が優秀である順を基本とすること。

(2) 表彰対象は、評定要領第2第2項に定める業務を次のとおりの業務種別に区分する。

業務種別	業務評定分類
測量業務	測量作業
建築関係業務	建築設計業務、建築耐震診断業務、工事管理（監理）業務（建築工事に関するもの）
土木関係業務	設計業務（調査・計画業務）、設計業務（概略・予備設計）、設計業務（詳細設計）、工事管理（監理）業務（土木工事に関するもの）
地質調査業務	地質調査
補償関係業務	用地調査等業務、用地補償総合技術業務
調査関係業務	単純調査業務

(3) 表彰候補の数は、業務種別毎の建設関連業務発注件数の割合を基本とすること。

ただし、表彰候補の数が業務種別単位で1に満たない業務種別において、他の業務種別で表彰候補となった業務より高い総合評定点の業務がある場合は、表彰候補として1件を選定するものとする。

(4) 原則として同一業者に対する2件以上の選定は行わないこと。ただし、業務種別が異なる場合はこの限りでないこと。

(5) 1件の業務に複数の業務種別がある場合は、評価した業務を業務種別とすること。

(6) 表彰候補の最低点に複数の受注者が該当した場合は、契約金額の高いものを選定すること。

3 要領第5第3項関係

優良建設関連業務表彰対象一覧表（以下「一覧表」という。）の作成について、次の事項に留意すること。

(1) 成績評定の「項目別評定点」における「業務評定」項目の総合評定点の高い順位に30件程度を記載すること。

(2) 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付け建技第141号）に基づく指名停止又は文書警告の措置状況について確認すること。

(3) 次の事項については、建設関連業務を発注した公所長等に確認すること。

ア 一覧表作成の基本データとなる県営建設工事管理情報システムにおける総合評定点等の入力漏れについて

イ 成績評定の「業務評定分類」、「項目別評定点」における「技術者評定」項目の総合評定点並びに「業務執行に係る過失に伴う減点」、「事故等による減点」及び「瑕疵修補又は損害賠償による減点」項目について

ウ イに掲げる以外に、表彰候補としてふさわしくないと判断される行為の有無とその理由等について

エ 管理技術者氏名、一覧表の記載内容全般について